

別表第1（第2条、第7条、第9条、第12条関係）

用具の種目		対象者	要件	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害者	下肢又は体幹機能障害2級以上（18歳以上）の者	154,000	8
	特殊マット		①重度又は最重度の知的障害の者 ②下肢・体幹機能障害1級又は2級の者（3歳～17歳） ③下肢又は体幹機能障害1級の者（18歳以上）	19,600	5
	特殊尿器		下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。）（学齢児以上）	67,000	5
	入浴担架		下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴の際、家族等他人の介護を要する者に限る。）（3歳以上）	82,400	5
	体位変換機		下肢又は体幹機能障害2級以上の者（下着交換等の際、家族等他人の介助を要する者に限る。）（学齢児以上）	15,000	5
	移動用リフト		下肢又は体幹機能障害2級以上の者（3歳以上）	159,000	4
	訓練いす（障害児のみ）		下肢・体幹機能障害1級又は2級の者（3歳～17歳）	33,100	5
	訓練用ベッド		下肢・体幹機能障害1級又は2級の者（学齢児～17歳）	159,200	8
自立生活	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者（3歳以	90,000	8

支援 用具			上)		
	便器		下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者	4, 450	8
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	つえを使用することにより歩行が自立する者	木製 2, 266 軽金属製 3, 090	3
	移動移乗支援用具		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助が必要な者（3 歳以上）	60, 000	8
	車いす用段差昇降機	下肢障害者	常時車いすを使用する身体障害者（児）	260, 000	10
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	転倒の危険があるため、頭部保護帽によって頭部を保護する必要がある者	A 12, 160 B 30, 870	3
		てんかんの発作等により、頻繁に転倒する知的障害者（児）・精神障害者	重度又は再重度の知的障害で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのある者	A スポンジ・革 B スポンジ・革・プラスチック	
	特殊便器	上肢障害者	①上肢障害 2 級以上（学齢児以上）の者 ②知的障害 A（重度）以上（学齢児以上）の者	151, 200	8
	トイレチェアー	平行機能又は下肢若しくは体幹機能障害	頸（けい）髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者（児）	81, 000	8
	火災警報機	障害種別にか	①障害等級 2 級以上の者（火災発生	15, 500	8

	自動消火器	かわらず火災 報知の感知・避難が困難な者	の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②重度又は最重度の知的障害の者	28,700	8
	電磁調理器	視覚障害者	①視覚障害２級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)(18歳以上) ②重度又は最重度の知的障害の者(18歳以上)	41,000	6
	歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障害２級以上の者(学齢児以上)	7,000	10
	視覚障害者用誘導装置		視覚障害者(児)のうち、音声の誘導を必要とする者	56,000	10
	視覚障害者用音声 ＩＣタグレコーダー		視覚障害２級以上の者(18歳以上)	62,790	5
	聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚障害者	聴覚障害２級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)(18歳以上)	87,400	10
	携帯用信号装置		聴覚障害者(児)のうち、視覚・触覚によらなければ呼出等に応じることができない者	18,000	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器		腎臓機能障害３級以上で自己連続	51,500	5
		腎臓機能障害者等	携行式腹膜灌(かん)法(CAPD)による透析療法を行う者(3歳以上)		
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害者等	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(学齢児以上)	36,000	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害者等		56,400	5

	正弦波インバーター発電機	呼吸器機能障害者等	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって、常時、人工呼吸器又は電気式たん吸引器を使用している者（いずれかの用具の給付を受けた者を除く。）	100,000	6
	ポータブル電源（蓄電池）			100,000	6
	D C / A C インバーター（カーインバーター）			50,000	6
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療患者	医療保険における在宅酸素療法を行う者（18歳以上）	17,000	10
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害者	視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上）	9,000	5
	視覚障害者用血圧計			9,500	5
	視覚障害者用体重計		視覚障害 2 級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18歳以上）	18,000	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者（学齢児以上）	98,900	5
	情報・通信支援用具	上肢機能障害者又は視覚障害者	重度視覚障害者及び重度上肢不自由者	100,000	5
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害者	視覚障害（2 級以上）かつ聴覚障害（2 級）の重度重複障害のある者	383,500	6
	点字器	視覚障害者	点字器の活用により、情報発信など	標準型 A	標準

			の意思疎通が可能となり、社会参加が可能となる者	10,712 標準型 B 6,798 携帯用 A 7,416 携帯用 B 1,699	型 7 携帯 用 5
	点字タイプライター		視覚障害 2 級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。）	63,100	5
	視覚障害者用録再 ポータブルレコーダー	再	視覚障害 2 級以上の者（学齢児以上）	85,000 35,000	6 6
	視覚障害者用活字 文書読上げ装置		視覚障害 2 級以上の者（学齢児以上）	99,800	6
	視覚障害者用読書 器		視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（学齢児以上）	198,000	8
	視覚障害者用触読 時計		視覚障害 2 級以上の者（18歳以上）	10,300	10
	視覚障害者用音声 時計		視覚障害 2 級以上の者（18歳以上）	13,300	10
	聴覚障害者用通信 装置	聴覚障害者	聴覚障害者又は音声・言語機能障害者であって、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として必要があると認められるもの	71,000	5
	聴覚障害者用情報 受信装置		聴覚障害者であって本装置によってテレビの視聴が可能になるもの	88,900	6
	人工喉(こう)頭	喉頭摘出者	人工喉頭の使用によりコミュニケ	笛式	笛式

			一ションが可能となる者	5,150	4
				電動式	電動
				72,203	式5
	点字図書	視覚障害者	視覚障害者であつて情報を主に点字により入手しているもの	—	—
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ		視覚障害2級以上の者	29,000	6
排泄管理支援用具	ストーマ装具 紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、さらし・ガーゼ等衛生用品	ストーマ造設者	膀胱（ぼうこう）直腸障害手帳を所持する者又は申請中の者	便 8,858	—
		高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者及び高度の排尿機能障害者	合理的に必要性が認められる者	尿 11,639 その他 12,000	
	収尿器	高度の排尿機能障害者	合理的に必要性が認められる者	男性用普通型 7,931 男性用簡易型 5,871 女性用普通型 8,755 女性用簡易型 6,077	—
住宅	居宅生活動作補助	下肢、体幹機能	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以	200,000	—

改修費	用具	障害者又は乳幼児期非進行性脳病変による障害を有する者	前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害等級３級以上の者		
-----	----	----------------------------	---	--	--

別表第２（第２条、第７条、第９条関係）

用具の種目		対象者	要件	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	法第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者	寝たきりの状態にある者	154,000	8
	特殊マット			19,600	5
	体位変換機			15,000	5
	移動用リフト		下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000	4
	訓練用ベッド			159,200	8
	特殊尿器		自力で排尿できない者	67,000	5
自立生活支援用具	入浴補助用具	る者	入浴に介助を要する者	90,000	8
	便器		常時介護を要する者	4,450 (便器に手すりを付けた場合 5,400)	8
	特殊便器		上肢機能に障害のある者	151,200	8
	自動消火器		火災発生感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700	8
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）		呼吸器機能に障害のある者	36,000	5
	電気式たん吸引器			56,400	5
	正弦波インバータ一発電機		呼吸器機能に障害のある者であつて、常時、人工呼吸器又は電気式た	100,000	6

	ポータブル電源（蓄電池）		ん吸引器を使用している者（いずれかの用具の給付を受けた者を除く。）	100,000	6
	D C / A C インバーター（カーインバーター）			50,000	6
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5
住宅 改修 費	居宅生活動作補助用具		下肢又は体幹機能に障害のある者	200,000	—